

西東京市長 坂 口 光 治 殿

西東京市子ども福祉審議会
会長 森 田 明 美

地域経営戦略プランに伴う保育料の見直しについて（答申）

平成 23 年 10 月 20 日付 23 西子保第 1178 号により、西東京市児童保育費用徴収条例に規定しているところの保育料に対して「保育所保育料の見直しについて」の諮問を受けた。当審議会は、諮問事項について資料の提出と説明を求めるとともに、専門委員として利用者の代表の方にも審議にご参加をいただきながら、審議を行った結果、委員全員の合意を得られたので、下記のとおり答申する。

記

1 保育料見直しの背景

「西東京市地域経営戦略プラン 2010」では受益者負担の適正化を図り、現在の保育料が適正な額であるかどうかを定期的に検証することが求められており今年度が検証の該当年度に当たることから、西東京市子ども福祉審議会に諮問を受けた。

2 保育料の見直しについて

保育料については据え置きとする。

据え置きとする理由は次のとおりである。まず、平成 22 年度の西東京市の保育料調定額は、西東京市が地域経営戦略プランで設定しているところの国基準徴収金に対する 50%の目標を確保していることが挙げられる。この水準は、多摩 26 市中 9 番目という位置にあり、低い水準ではない。また、国が進めている「子ども・子育て新システムへ」の移行にともなう保育制度の大幅な改編が予定されており、多くの自治体がこの制度改正を見据えて保育料の見直しを考えている。更に、世界経済の低迷や東日本大震災が日本経済に及ぼす影響についても注意深く見守る必要があるとともに、税制改正に

伴う扶養控除の廃止等など家計に及ぼす影響などの状況を総合的に勘案した結果、ここでの保育料の改定は妥当でないと判断した。

3 「子ども・子育て新システム」への移行による保育料見直しについて

国が進めている「子ども・子育て新システム」への移行にともない保育制度の大幅な改編が予定されており、保育料についても現行制度からの変更が考えられることから、「子ども・子育て新システム」の制度実施が明確になった時点で、保育料の抜本的な見直しを行うこととする。